

「第3次京都市産業廃棄物処理指導計画骨子案」 について、皆様の御意見を募集します。



私たちの快適で便利な日常生活は、商品の生産やサービスの提供等の事業活動によって支えられています。その事業活動からは産業廃棄物が発生しています。例えば、通勤・通学などの交通手段である鉄道・車も生産・利用・廃棄の各段階で、電気やガスなどのエネルギー生産や上下水道の浄化処理過程からも産業廃棄物が発生しています。

京都市産業廃棄物処理指導計画（以下「指導計画」といいます。）は、循環型社会の構築という大きな目標に向かって、京都市が取り組むべき産業廃棄物行政の基本的な方向を示し、また、排出事業者、処理業者、市民の皆様と京都市が共に取組を進めていくための指針（ガイドライン）を定めるものです。

平成22年度末で現行の第2次指導計画の計画期間が終了しますので、社会経済情勢の変化を踏まえた新たな指導計画の策定に向け、京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会の御意見も踏まえ、第3次指導計画の骨子案をとりまとめました。

この骨子案について、排出事業者、処理業者、市民の皆様から広く御意見を募集します。貴重な御意見、御提案をお待ちしています。

意見募集期間

平成23年 月 日（ ）から平成23年 月 日（ ）まで〈必着〉
なお、郵送の場合は、 月 日までの消印を有効とします。

提出方法

FAX、郵送、持参又は電子メールのいずれかで提出してください。（様式は自由ですが、このリーフレットに意見提出様式を添付しています。）

提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下る一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階
京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

TEL：075-213-0926 FAX：075-221-6550 メール：hic@city.kyoto.jp

御意見等の取扱い

お寄せいただきました御意見につきましては、個人に関する情報を除き、公開する場合がありますので、御了承ください。

御意見等に対する個別の回答は致しませんので、併せて御了承ください。

この意見募集につきましては、京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課のホームページに掲載しています。意見提出様式等のダウンロードもできます。

また、京都市産業廃棄物処理指導計画検討委員会における意見聴取の経過についても、御覧ください。

京都市廃棄物指導課 第3次指導計画

検索

〈アドレス〉 <http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-6-1-0-0.html>

1 基本的理念

- 京都市では、将来世代のいのちと安全を守るため、先駆的かつ積極的に発生抑制、再使用、再生利用（リデュース、リユース、リサイクル：以下「3R」といいます。）の推進と適正処理の確保を図り、循環型社会の構築を目指します。
- 循環型社会の構築は、二酸化炭素などを大幅に削減する低炭素社会や自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の構築とともに、持続可能な社会を創るために必要なものです。

2 第3次指導計画策定のポイント

（地域社会から信頼される産業廃棄物処理体制に向けて）

(1) 排出事業者の処理責任の徹底

産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。3Rを推進し適正処理を確保するためには、まず排出事業者の高い意識とそれに基づく行動が重要です。

(2) 優良な処理業者の育成

不適正処理を行う処理業者は規制を厳しくするだけではありません。排出事業者が処理業者を選択する際に、価格だけで判断せず、適正処理に努める処理業者が優位となるようにしていかなければなりません。

3 計画期間

平成23年度から平成32年度までの10年間としますが、概ね5年を目途に見直します。

4 排出事業者、処理業者、市民及び京都市が果たすべき役割

循環型社会を構築していくためには、産業廃棄物の処理にかかわる排出事業者、処理業者、市民及び京都市が、法令遵守や適正処理だけにとどまらず、それぞれの役割を果たし、相互に連携・協働しながら、行動を一步進めていくことが必要です。

(1) 排出事業者の役割 *高い意識を持ち環境保全の取組を実行する排出事業者*

排出事業者が地域社会から信頼を得て健全な経営を行っていくためには、企業倫理や法令の遵守だけでなく、環境への配慮が必要です。発生抑制や循環資源の利用の拡大、枯渇性資源の使用の抑制に努めるなど、その社会的責任（CSR）を積極的に果たすことが重要です。

(2) 処理業者の役割 *排出事業者や地域社会から信頼される処理業者*

処理業者は、循環型社会の推進に重要な役割を果たしています。①適正処理やリサイクルの専門家として排出事業者への処理方法等に関する情報提供に努めるとともに、②自らの事業内容の透明性と公開性を高め、③熱回収など環境に配慮した事業運営を行って、地域社会の信頼を獲得することが重要です。

(3) 市民の役割 *不適正処理を許さない・3R推進の意識を持つ市民*

市民は、快適な日常生活を支える食料品や生活用品の製造などにおいて、多くの産業廃棄物が発生していることを正しく理解するとともに、従来のライフスタイルを見直して、耐久性に優れた商品や再生品を選択することが重要です。

(4) 京都市の役割 *3Rや適正処理の指導とコーディネート役としての京都市*

京都市は、3Rの推進と適正処理の確保に向けた指導に加え、排出事業者と処理業者、市民の各主体がそれぞれの役割を十分に果たせるよう支援、育成を行うとともに、相互に連携・協働できるよう、コーディネートに努めます。

5 施策の内容

詳細につきましては、裏面をご覧ください。

6 実効性ある施策の推進のために

(1) 取組指標の設定

第3次指導計画で定める施策の効果を検証するために、平成20年度の実態調査結果を基準として、発生抑制率及び埋立処分率について次のような指標を設定します。

	平成20年度（基準）	平成32年度（目標）
発生抑制率	2,718千トン	12%減(2,392千トン)
埋立処分率	4.3%	2.3%(2.0ポイント減)*

※ 両取組指標を達成すると、埋立処分量は基準年から半減します。

(2) 産業廃棄物処理施策推進協議会（仮称）の設置

京都市の産業廃棄物処理施策の実施状況について、定期的な報告と点検を行うため、新たに学識経験者、産業廃棄物排出事業者、処理業者、市民、行政で構成する産業廃棄物処理施策推進協議会（仮称）を設置します。

(3) 事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導

事業所から発生する産業廃棄物の3Rや適正処理を効果的に推進するには、事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導が必要です。第4次指導計画の策定に当たっては、循環型社会推進基本計画との統合を検討します。

<施策の内容（ゴシック太字は新規・充実施策）>

排出事業者に対する施策

- | | |
|--|---|
| ① 排出事業者への指導を充実
【充実】 | ① 指導対象を多量排出事業者（1千トン以上／年間）から排出規模の小さい事業者に順次拡大し、適正処理と3Rの推進の指導を充実します。 |
| ② 委託処理が適正にされていることを
実地確認するよう啓発
【新規】 | ② 適正な委託処理が確保されるよう、産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の適正な運用と、委託した処理の実地確認の重要性について指導を徹底します。 |
| ③ リサイクル施設情報の提供
【充実】 | ③ リサイクル施設に関する情報を使いやすいととりまとめて公表するなど、排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行います。 |
| ④ 3Rや適正処理に積極的に取り組む
排出事業者に対する認証制度の創設
【新規】 | ④ 排出事業者の3Rや適正処理に対するインセンティブを高めるため、リデュースやリサイクルなどに努めるとともに電子マニフェストの導入や委託処理の実地確認の実施など一定の基準に適合する排出事業者を認証し公表します。 |
| ⑤ 建設リサイクル法の円滑な運用
【継続】 | ⑤ 建設リサイクル法の届出対象建設工事について、立入指導や再資源化等実施状況の報告徴収を徹底し、資源の有効活用と産業廃棄物の適正処理を促進します。 |
| ⑥ PCB廃棄物の適正保管・適正処理の
指導
【継続】 | ⑥ PCB廃棄物保管・使用事業場について、その保管状況を把握し、適正保管・適正処理の指導を行います。 |
| ⑦ 産業廃棄物保管用地の監視
【継続】 | ⑦ 「京都市産業廃棄物不適正防止条例」に基づいて、産業廃棄物保管用地の監視を行い、不法投棄の発生を未然に防止します。 |
| ⑧ 違反行為に対する厳正・迅速な対応
（警察等との連携）
【継続】 | ⑧ 不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にし、厳正かつ迅速に対応します。 |

処理業者に対する施策

- | | |
|---|--|
| ① 優良な処理業者の育成に向けた情報
公開（排出事業者等への情報発信）の
推進
【新規】 | ① 廃棄物処理法の改正により、一定の基準に適合する者は優良処理業者として評価され、優良処理業者には許可期限の延長の特例制度が設けられました。本市では、処理業者の事業内容に加え、地域貢献や地球温暖化防止に向けた自主的な取組に関する情報についても、本市ホームページに公開し、排出事業者への「見える化」を進めることにより、優良な処理業者の育成を図ります。 |
| ② 積替保管施設・処理施設への定期的
な立入指導の実施
【充実】 | ② 適正処理と良好な維持管理の確保について指導を徹底し、また、不適正処理を未然に防止するため、すべての積替保管施設や処理施設への立入りを定期的実施します。 |
| ③ 循環型社会ビジネスに対する振興
支援
【継続】 | ③ 下水道汚泥や動植物性残渣など産業廃棄物の有効活用に向けて先進的に取り組む循環型社会ビジネスに対し、「京（みやこ）の環境みらい創生事業」などを活用し振興を図ります。 |
| ④ 公共関与による適正処理の確保
【継続】 | ④ 埋立処分場や焼却施設は、新たに確保することが非常に困難です。そのため、引き続き大阪湾圏域広域処理場整備事業及び（株）京都環境保全公社への支援を継続していきます。 |
| ⑤ 公共工事におけるリサイクル資材
の利用促進
【継続】 | ⑤ 京都市発注工事においてリサイクル資材の利用促進を図ります。 |
| ⑥ 違反行為に対する厳正・迅速な処分
等（警察等との連携）
【継続】 | ⑥ 不適正処理の撲滅に向けて、京都府、近隣自治体及び警察と連携を密にするとともに、処分基準を明らかにして、厳正かつ迅速に対応します。 |

市民に対する施策

- | | |
|---|---|
| ① 啓発や環境教育の効果的な実施
【充実】 | ① 市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識の醸成を、より一層効果的に推進します。 |
| ② 市民の安心・安全を確保するための
情報公開と法的措置も含めた対応
【充実】 | ② 産業廃棄物の不適正処理や事故により地域の環境に著しい悪影響が生じた場合には、市民の安心・安全を確保するため、専門家の意見を聴取しながら対応策を検討し、それら一連の情報を公開するとともに、支障の除去等の法的措置も含め毅然とした対応をします。 |

産業廃棄物とは、どのようなものなの？

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、次のようなものが産業廃棄物として定められています。

燃え殻 使用済み活性炭や灰
ばいじん ダスト・粉塵
鉱さい 不良磁石 など
汚泥 下水を浄化したときに出る泥、工事現場で余ったコンクリート
ガラス・陶磁器くず 空き瓶・ガラスのショーケース、窓ガラス・板ガラス・お茶碗・磁器の瓦・レンガ など

廃油 機油を動かす油・石けん、アルコールなどの溶剤
廃酸 塩酸・硫酸、車のバッテリー
廃アルカリ 写真の現像液、水酸化ナトリウム液
金属くず 空き缶・鉄くず・スチールロッカー、お店の看板（金属製）・ワイヤー など
廃プラスチック 電化製品や携帯電話の外装・タイヤ、化繊の衣服・発泡スチロール など
ゴムくず ゴムチューブなど（天然ゴムのみ）

業種限定 **建設業（新築、改築、増築など）**
紙くず 建物の新築・改築（リフォーム）・増築・解体をしたときに出る壁紙・柱・床など
木くず 建物の新築・改築（リフォーム）・増築・解体をしたときに出る壁紙・柱・床など
繊維くず 建物の新築・改築（リフォーム）・増築・解体をしたときに出る壁紙・柱・床など
がれき類 建設廃材

業種限定 **製造業**
紙くず 紙製造業での紙くず
木くず 木材・木製品・パルプ製造くず
繊維くず 繊維工業での木綿・羊毛くず
動植物性残渣 食品製造業からの果物しぼりかす

業種限定 **と畜場、食鳥処理場、畜産農業、畜産類似業**
動物系固形不要物 牛・豚などの食べられない部分
動物のふん尿 牛・馬・豚・にわとりのふん
動物の死体 牛・馬・豚・にわとりの死体

 上記19種類の産業廃棄物処理したもの（例：コンクリートで有害金属を固めて封したのもの）

京都市における産業廃棄物処理の実態（推計）

平成8年度、13年度、20年度における産業廃棄物処理の実態（推計）は次のとおりです。

（単位：千トン）

	平成8年度	平成13年度	平成20年度
発生量	3,606 [100%]	2,896 [80.3%]	2,718 [75.4%]
再生利用量	955 (26.5%)	826 (28.5%)	1,187 (43.7%)
減量化量	2,417 (67.0%)	1,932 (66.7%)	1,415 (52.1%)
埋立処分量	234 (6.5%)	138 (4.8%)	116 (4.3%)

※発生量の [] 内は、平成8年度の発生量を基準としたときの各年度の割合です。
 ※再生利用量等の () 内は、各年度における発生量を基準としたときの割合です。
 ※減量化量は、発生後に脱水や焼却などにより減量した量のことで、

〈意見書提出様式〉

FAX : 075-221-6550

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画骨子案に関する意見記入要旨

住 所						
氏 名					職 業	
性 別	男・女	10代	20代	30代	40代	50代 60代以上

※ 差し支えなければ、住所、氏名、職業、性別、年代を御記入ください。御記入いただきました個人情報につきましては、本件以外の目的には使用いたしません。